

◎新潟県告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年6月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茶屋峠高原線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 |
|----------------------|------|---------------|----------|
| 中魚沼郡津南町大字上郷上田甲939番から | 新 | 12.8～15.8メートル | 34.9メートル |
| 同郡同町大字上郷上田甲1174番まで | 旧 | 12.8～16.2メートル | 34.9メートル |